

インフルエンザについて

- ◆ インフルエンザの出席停止期間は、「発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。」となっています。

【参考】出席停止期間の算定の考え方

「□□した後○日を経過するまで」とした場合は、「□□」という現象がみられた日の翌日を第 1 日として算定する。

(例) 「**解熱**した後②日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に**解熱** → 火曜日(解熱後①日目) → 水曜日(解熱後②日目)
 → (この間、発熱が無い場合) → **木曜日から出席可能**

【インフルエンザ出席停止期間基準早見表】

例		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後⑤日を経過した後		
例 1	発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
出席停止										
例 2	発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
出席停止										
例 3	発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
出席停止										
例 4	発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
出席停止										
例 5	発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
出席停止										

【注意事項】

- ・ 抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残っています。家庭で安静に過ごしてください。
- ・ 1日1回は体温を測り、こまめな水分補給、十分な睡眠をとり、健康管理をしましょう。
- ・ 症状が悪化した場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。
- ・ 診断書や文書料のかかる証明書等の作成依頼、また、登校許可を得るためのみの再受診は必要ありません。
 ただし、インフルエンザの診断を受けたと分かる書類が無い場合は、出席停止とすることができません。

【参考資料】

厚生労働省 HP より

- ・ インフルエンザ一問一答 みんなで知ってみんなで注意

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/leaflet20110208_01.pdf

- ・ 異常行動による転落等の事故を防ぐためのお願い

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/pamphlet181207_01.pdf